

ごみ処理手数料のあり方について（報告）
（案）

平成 21 年 4 月 日

大阪市廃棄物減量等推進審議会

手数料あり方検討部会

目 次

1. はじめに	1
2. 審議の経過	2
3. 手数料の現状と考慮すべき要因	2
4. 具体的な検討項目	5
(1) 適正なごみ処理手数料	5
(2) 処分手数料の徴収	7
(3) 排出量の認定基準	10
(4) 無料収集の範囲	12
5. ごみ減量・リサイクルの促進に向けたごみ処理手数料のあり方	13
(1) 原価を反映した手数料の設定	13
(2) 処分手数料を上乗せした有料指定袋制度の検討	14
(3) 手数料の基準変更	15
(4) 事業系ごみにかかる 10Kg 未満無料規定の見直し	16
(5) 許可業者が収集するアパート・マンションの取扱い	16
(6) その他の留意点	17
6. おわりに	18
手数料あり方検討部会 委員名簿	19
手数料あり方検討部会 開催経過	20

ごみ処理手数料のあり方について

1. はじめに

大阪市のごみ処理手数料（一般廃棄物処理手数料）については、廃棄物減量等推進審議会（以下、推進審議会）でも、「一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について（答申）」（平成 17 年 8 月）において、減量促進、受益者負担の公平性の確保等の観点から「経済的手法」を採用することの必要性を訴え、事業系ごみについては、「排出事業者責任の徹底」の観点から、適正な費用負担を求めてきた。

また、大阪市における環境事業についての事業分析（平成 17 年 9 月）においても、受益と負担の不均衡の是正の観点から、ごみ処理手数料の改定について、より詳しい検討と合意形成を図っていくことが求められている。

こうしたことを受けて、平成 18 年 2 月に策定された市政改革マニフェスト（市政改革基本方針）を推進するための具体的取組みとしてまとめられた環境局長改革マニフェストでは、「ごみ処理手数料体系全体のあり方」とともに「ごみ処理手数料の改定」を検討することとしており、その視点として、「ごみの減量・リサイクルの推進」、「排出事業者責任の徹底」、「原価主義」、「市民への説明責任」を掲げている。

大阪市においては、事業系ごみの処理量が、ごみ処理量全体の約 6 割を占めている。事業系ごみの減量対策は緊急性・重要性が高く、ごみの減量・リサイクルを一層推進するためには、経済的インセンティブの活用を含めて、ごみ処理手数料のあり方を考える必要がある。

本報告は、事業系ごみのより一層の減量・リサイクルを促すため、「手数料あり方検討部会」において、ごみ処理手数料体系のあり方について行った議論を集約するものである。推進審議会において別途検討を進めている「中・長期的な視点に立ったごみ減量・リサイクル施策」のひとつの柱として、ごみ処理手数料のあり方や、これに伴う施策についての考え方を示すことが、本報告の目的である。

2. 審議の経過

平成 20 年 7 月 18 日に開催した推進審議会において、大阪市長から「経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策」について諮問があった。

なかでも、ごみ処理手数料問題については、喫緊の課題であるとともに、特に専門的知識を要する問題であると認識されたため、客観的かつ学術的な検討を効率的に行うため部会を設置し、平成 20 年 9 月 8 日から、計 6 回にわたる審議（一般廃棄物収集運搬業者〈以下「許可業者」〉からのヒアリングを含む）を行ってきた。

3. 手数料の現状と考慮すべき要因

大阪市のごみ処理手数料は、「廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」第 30 条及び第 33 条で定められているが、ごみ処理手数料にかかる規定は、平成 4 年 4 月に改正して以降、現在に至っており、この間、許可業者に対する規則料金の改定・廃止は行っているものの、17 年間据え置かれている状況にある（表 1）。

表 1 大阪市のごみ処理手数料の推移

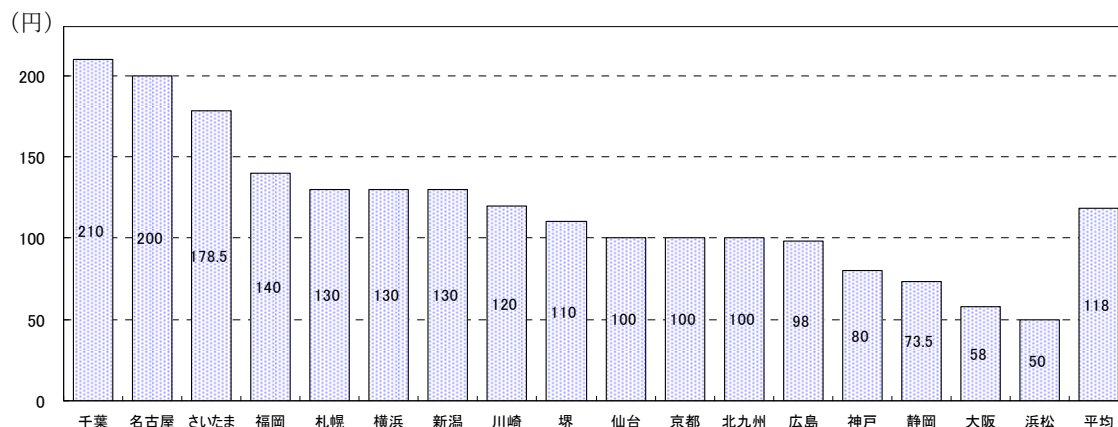
区 分			平成 4 年度	平成 14 年度	平成 18 年度	備 考
一 般 廃 棄 物	継続する 処理	定 日 1日の平均排出量が10kg 以上のものの処理でお おむね週2回行うもの	180円/10kg			
		毎 日 毎日（所定の休日を除 く。）処理（廃棄物空気 輸送施設によるもので1 日の平均排出量が1kg未 満のものの処理を除 く。）	240円/10kg			
	臨 時 の 処 理		1,200円/50kg			
	搬入処分	一 般	58円/10kg		58円 /10kg	規則料金を段階的に廃止 （平成18年9月）
		許 可 業 者	29円 /10kg	40.5円 /10kg		
	粗 大 ご み		無料		1 個 200～ 1,000円	平成18年10月から粗大ごみ収 集を有料化
本市が処分する産業廃棄物 （告示産業廃棄物）			58円/10kg			

近年、循環型社会の構築に向けた 3 R の推進や国レベルでごみ処理の有料化の方針が示されるなど、社会経済環境は大きく変化している。大阪市がごみ処理手数料の改定について議論する場合、単なる手数料の金額の改定に留まらず、負担のあり方や収集形態まで含めて手数料体系全般を見直す議論が必要となっている。

特に、排出事業者から徴収しているごみ処理手数料のうち焼却と埋立に関する処分手数料※については、実際にかかっている処理コストから大きく乖離している（10kg あたりの処分手数料は現行で 58 円、一方平成 19 年度の処分原価は 10kg あたり 117 円）。

また、大阪市のごみ処理手数料は政令指定都市の平均の概ね半分であり、他都市に比べ安価なため、排出事業者責任の徹底、受益と負担の公平性の確保の観点から検討が必要となっている（図 1）。

図 1 政令指定都市における処分手数料（10kg 当たり）



※ 1. 京都市は、300kg 以下の金額を示す。（300kg～1t 以下：140 円/10kg・1t 超：180 円/10kg）

また、許可業者の場合、65 円/10kg（現在）・80 円/10kg（H23.4～）・100 円/10kg（H26.4～）。

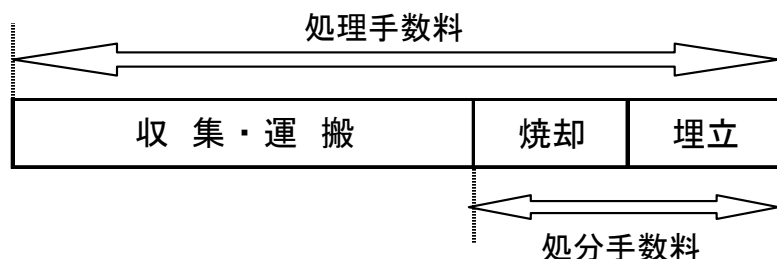
※ 2. 広島市及び神戸市は、有料指定袋制度を採用しており、上記料金は指定袋で搬入しがたい場合の重量による料金を示す。

※ 3. 静岡市は、100kg を超える場合の金額を示す。（100kg までは 73 円/10kg）

出所：大阪市環境局調べ（20 年 6 月現在）

※ 処理手数料は、下図のとおり「収集・運搬に関する部分」と「焼却・埋立に関する部分」からなる。

これらのうち「焼却・埋立に関する部分」を「処分手数料」と呼ぶ。



なお、大阪市の条例における規定では、収集にかかる手数料は、家庭系・事業系の区別がなく、収集の頻度(定日収集・毎日収集)あるいは排出量（1日平均の排出量が10kg以上）によって、金額が定められている（表2）。

そのため、本来、排出事業者処理責任がある事業系ごみであっても、1日平均の排出量が10kg未満であれば、定日（週2回）収集の場合は、直営による無料収集をおこなっている。

表2 ごみ処理手数料

種別	取扱区分		単位	手数料
一般廃棄物（し尿、家庭から排出される粗大ごみ（一時的に多量に排出されるごみを含む。以下同じ。）で本市が収集するもの、犬、猫等の死体及び特定家庭用機器廃棄物を除く。）	1月以上継続するもの	毎日（収集を行う日に限る。）収集するものの処理及び廃棄物空気輸送施設により毎日（当該施設を供用する日に限る。）輸送するもので1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理	10キログラムまでごとに	240円
		1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理で上記以外のもの	10キログラムまでごとに	180円
	臨時の処理		50キログラムまでごとに	1,200円
	市長が指定する処理施設へ搬入されたものの処分		10キログラムまでごとに	58円
	家庭から排出される粗大ごみで本市が収集するもの			1個につき
告示産業廃棄物の処分			10キログラムまでごとに	58円

出所：大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（第30条・第33条）、

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（第12条）

4. 具体的な検討項目

(1) 適正なごみ処理手数料

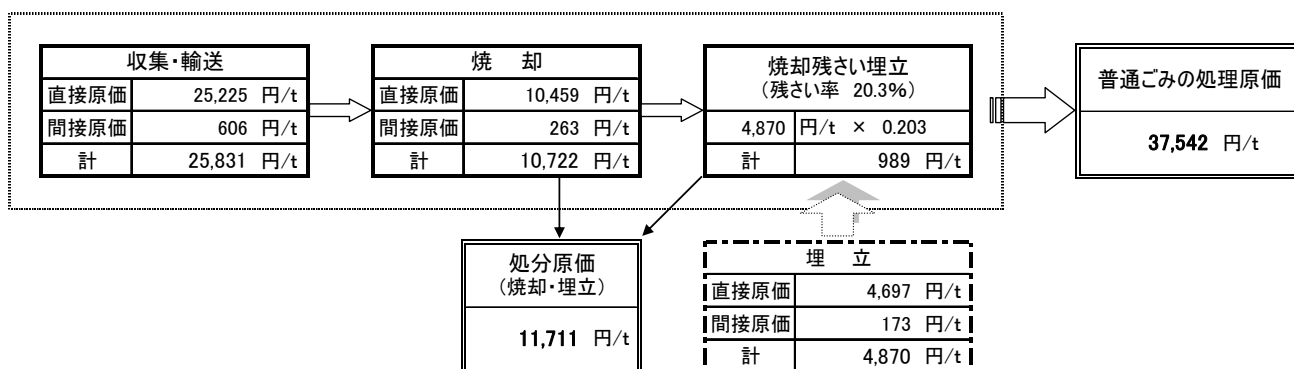
大阪市のごみ処理手数料に関する現状として、処分手数料が処理コストと大きく乖離していること、また、他都市に比べても安価であることを前節までで示した。

そこで本検討部会では、まず、適正なごみ処理手数料の設定について考え方の整理を図った。

ごみ処理手数料の基準としては、ごみ処理原価に基づく金額と、これを基本としつつ政策的な金額の加減（ごみ処理原価 $\pm\alpha$ ）を行うことが考えられるが、仮に平成19年度のごみ処理原価を手数料にそのまま反映させた場合、処理手数料、処分手数料とも現行手数料を大きく上回る結果となる（図2）。

したがって、今後ごみ処理原価を基本に手数料を設定する場合には、排出事業者の理解を得るため、コスト削減に向けた努力が求められる。

図2 平成19年度ごみ処理原価



また、処分手数料の改定によるごみ減量効果については、他都市の実施状況を見ると、手数料改定と同時に資源化可能物の搬入禁止や指定袋制度の導入など、何らかの減量施策を並行的に実施している都市では大きな効果が見られている（表 3）。

表 3 手数料改定とごみ量の状況

	改定時期 (A)	改定前搬入手数料 (B)	改定搬入手数料 (C)	改定額(D) (C)-(B)	改定率(E) (D)÷(B)	事業系ごみ量 (F)※	ごみ前後比較	改定時に実施した 他の施策
大 阪 市 1	H14.10	29円	40.5円	11.5円	39.7%	H13 93.8万トン H15 91.9万トン	▲ 2.0%	
大 阪 市 2	H18. 9	40.5円	58円	17.5円	43.2%	H17 90.2万トン H19 85.9万トン	▲ 4.8%	
横 浜 市	H13. 4	95円	130円	35円	36.8%	H12 68.1万トン H13 66.2万トン	▲ 2.8%	
名古屋市	H16. 4	100円	200円	100円	100.0%	H15 27.5万トン H16 24.4万トン	▲ 11.3%	資源化可能物等の搬入禁止 事業系ごみ指定袋制度 事業所ごみの市収集廃止
北九州市	H16.10	70円	100円	30円	42.9%	H15 19.7万トン H17 15.5万トン	▲ 21.3%	資源化可能物等の搬入禁止 事業所ごみの市収集廃止
福岡市	H17. 6	110円	140円	30円	27.3%	H16 37.5万トン H18 36.6万トン	▲ 2.4%	
広島市	H17.10	84円	98円	14円	16.7%	H16 19.2万トン H18 17.0万トン	▲ 11.5%	事業系ごみ有料指定袋制度
札幌市	H17.10	110円	130円	20円	18.2%	H16 41.9万トン H18 36.9万トン	▲ 11.9%	
神戸市	H19. 4	40円	80円	40円	100.0%	H18 28.8万トン H19 20.8万トン	▲ 27.8%	事業系ごみ有料指定袋制度

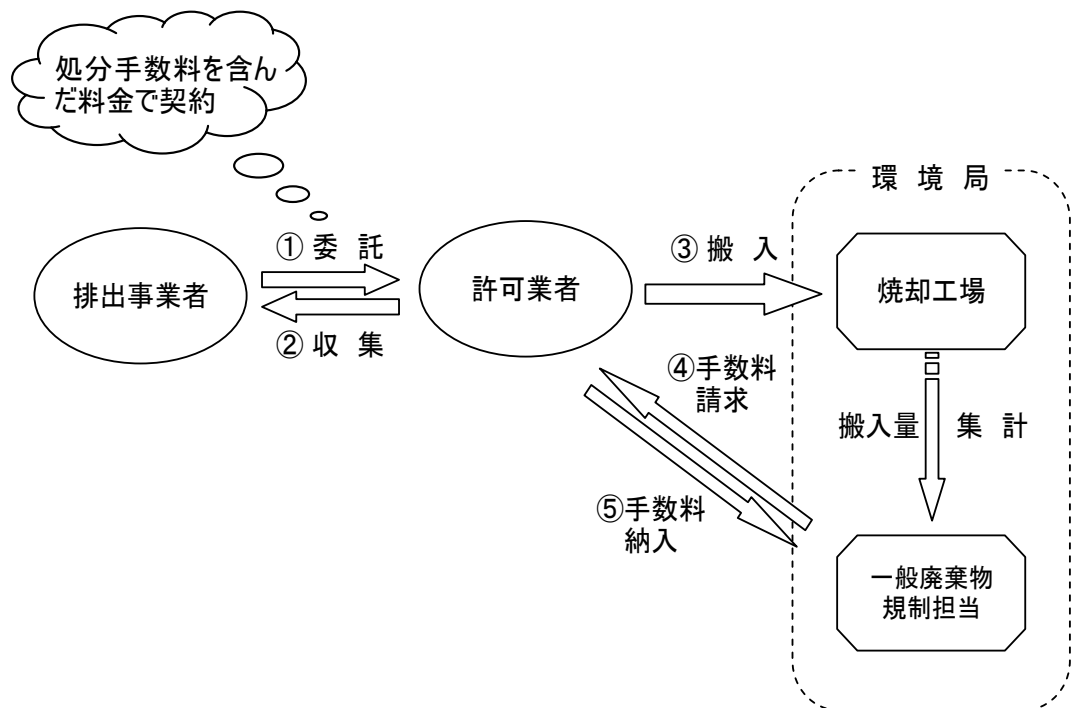
出所：大阪市環境局調べ（手数料額については、10kgあたりに換算した金額）

※大阪市の事業系ごみ量は許可業者の搬入ごみ量

(2) 処分手数料の徴収

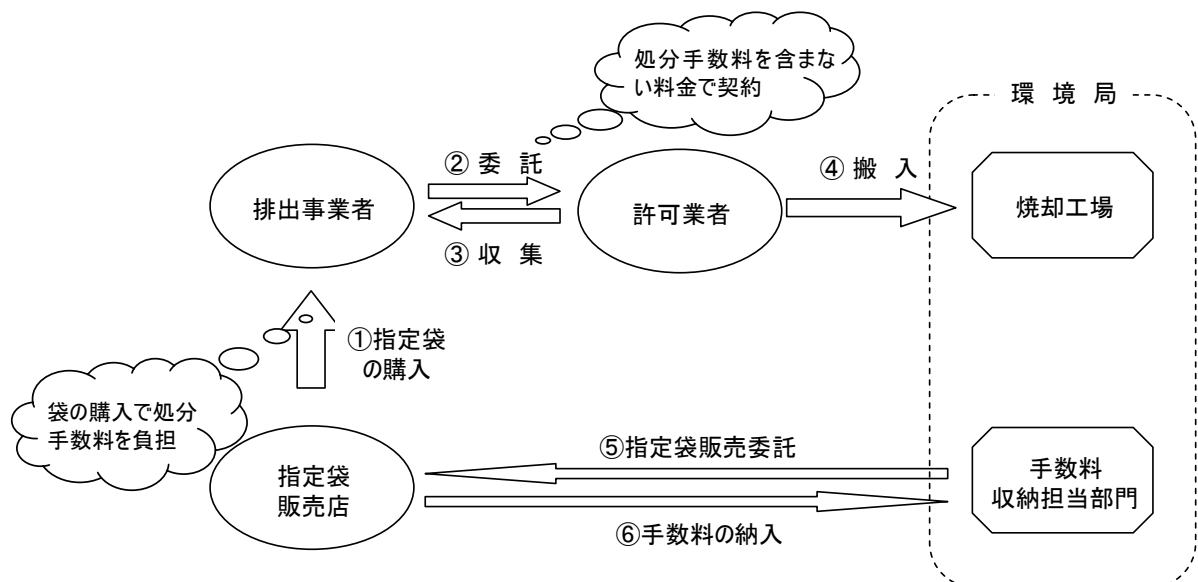
現在、排出事業者は、自ら焼却工場等へごみを持ち込む場合、処分手数料を直接、大阪市に支払っている。一方、収集を許可業者に委託する場合には、処分手数料を含むごみ処理料金を契約上の料金として許可業者に支払っている。そのため、大阪市が受け取る処分手数料は、排出事業者から直接大阪市に支払われるのではなく、許可業者から間接的に支払われている（図3）。

図3 現在の手数料徴収の仕組み（収集を許可業者に委託する場合）



しかし、この手数料の徴収方法では、排出事業者が収集運搬を委託する場合に、負担すべき処分手数料が分かりにくく、排出段階での減量努力の促進に結びつきにくいといった問題点がある。許可業者からのヒアリングにおいても、現状ではごみ処理料金の内訳（収集運搬料金と処分料金）が必ずしも明示されていないことなどから、過去の手数料改定の際、改定分の転嫁を円滑に行うことが困難であったとの意見もあった。こうした問題点を解決するため、他都市では、袋価格に処分手数料を上乗せした有料指定袋制度を導入している例がある（図 4）。

図 4 有料指定袋制度の仕組み



有料指定袋制度については、排出事業者が負担する処分料金の明確化、ごみ減量に対する意識付けの促進等といったメリットが考えられるが、一方で、指定袋の使用が困難な排出事業者の取扱いや許可業者が収集するアパート・マンションの取扱いなどについて具体的な検討が必要である（図 5）。

図 5 有料指定袋制度のメリットとデメリット

○ メリット

- ① 排出事業者が支払う処分料金が明確になる。
- ② 排出者のごみ減量に対する意識づけの促進。
- ③ 許可業者は、処分料金改定時に契約料金への転嫁が不要。

○ デメリット

- ① 指定袋を使用しない不正搬入が懸念される。
- ② 機械式ドラム型ごみ貯留排出装置による保管の場合、指定袋使用の確認が困難。
- ③ 指定袋の使用が困難な排出事業者の取扱いの検討が必要。
- ④ 許可業者が収集しているアパート・マンションの取り扱い

・工場ピットに投入された場合、適正に袋が使われているかどうか確認できない。また、ごみドラム等の場合、袋が破れてしまうので、使用の確認が難しい。

搬入検査・ダンピングチェックの強化
など

・ごみが大きく袋に入らない場合や、ごみの集積過程が人手を介さず機械処理されて貯留される場合などの対応を要する。

・事前申請・承認により対応（直接or許可業者経由）

・一般家庭に処分料金を求めることになり、理解が得にくい。
・指定袋を適用しない場合、事業系ごみと混載になり、不正搬入の要因となる可能性がある。

・神戸市：許可業者の収集するアパート・マンションも指定袋制度を適用。（排出者の意思による選択。直営への誘導を図る。）
・広島市：アパート・マンションは制度の適用外。許可業者を通じた料金徴収（契約料金に処分料金込み）を継続している。有料指定袋制度の適用されるごみとの混載は認めない。（ダンピングチェックで持ち帰りを指導して徹底）

有料指定袋制度への移行については、許可業者からのヒアリングにおいても、指定袋での排出が難しいケースがあることや、有料指定袋制度への移行は、従来のごみの排出方法や契約方法に大きな変更をもたらし、排出事業者に混乱を生じさせるおそれがあるため、慎重な検討を求める意見があった。

しかしながら、表 3 に見られるように有料指定袋制度を既に導入した広島市、神戸市においては、比較的大きな減量効果が確認されている。

(3) 排出量の認定基準

現行の条例における手数料算定の単位は重量（10kg ごと）になっているが、實際上、収集時においてごみの重量を計ることは困難であるため、大阪市の直営で収集（受託収集）する場合の処理手数料の算定については、「ごみ等有料事務取扱要領」のなかで、平均比重を3分の1とする重量換算値を規定し、ごみ袋等の「容量」を「重量」に換算（450袋1個＝15kg）して手数料を認定している（図6）。

図6 手数料算出の基礎となる数量の認定方法

「廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」

(一般廃棄物処理手数料)

第30条 本市が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う際には、次表〔前出〕に定める手数料を徴収する。

2 前項の手数料の算出の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

3 前2項に定めるもののほか、手数料の徴収について必要な事項は、市長が定める。



「ごみ等有料処理事務取扱要領」（昭和47年4月1日、最近改正 平成18年9月）

(認定方法)

第2条 条例第30条第2項の規定により市長が行う数量の認定は、次の方法によるものとする。

種 別	取 扱 区 分	認 定 方 法
一般廃棄物	① 1 月以上継続する処理	平均比重 1/3 として算出する。 具体的には、ポリ容器 (45ℓ) 15kg 中継かご (90ℓ) 30kg を基準として処理量を認定する。 ただし、燃えがら、がれき等の重量物については、平均比重 4/3 として算出する。
	② 臨時の処理	
	③ 焼却、埋立処分	計量器によるものとする。

備考：処理とは、収集、運搬及び処分の一連の業務をいう。

この換算値については、「家庭ごみ組成分析調査（平成18年度）」での普通ごみの見かけ比重は0.13、「事業系ごみ排出実態調査（平成19年度）」で

の事業系ごみの見かけ比重は 0.11 となっており、実態と「ごみ等有料事務取扱要領」との結果との乖離が大きく、ごみ袋の重量換算に基づく契約重量と実際の排出重量の間に差異を生じる結果となっている。

他の政令指定都市の状況を見ると、処理（収集運搬）手数料を条例で定めている都市のうち半数が算定単位を容量（〇〇ℓの袋ひとつあたり**円）で規定しており、その場合、平均比重については「0.2 程度」としているところが多くなっている（表 4）。

表 4 処理手数料を容量で規定している都市における換算値（比重）

都市名	換算値（比重）
札幌市	0.217
千葉市	0.2
名古屋市	0.2
神戸市	0.2
広島市	0.235

出所：大阪市環境局調べ（平成 20 年 6 月現在）各都市の手数料規定からの推計値

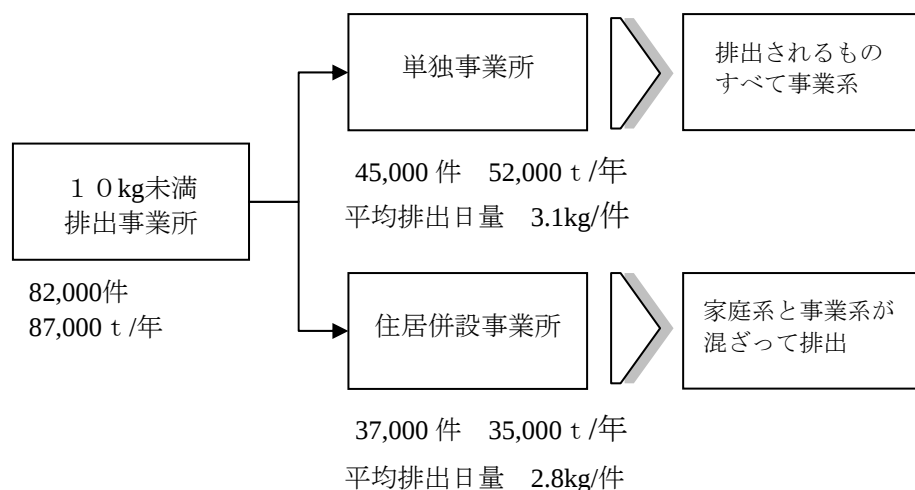
(4) 無料収集の範囲

大阪市における直営のごみ収集は、家庭系・事業系にかかわらず、1日平均排出量が10kg未満の場合、週2回の定日収集であれば無料で収集している。このうち「1日平均のごみ排出量が10kg未満の事業所」（以下「10kg未満事業所」）の取扱いについては、「排出事業者責任の徹底」や「ごみ減量の促進」の観点から、廃止の検討を行う必要がある。

なお、大阪市が現在無料で収集している「10kg未満事業所」は、約82,000件（平成18年度調査）に上り、そのうち事業所の所在地において、継続的に生計を営む世帯のある住居併設事業所が、約37,000件あると推定される（図7）。

これら住居併設事業所については、実質的に家庭系ごみと事業系ごみの分離が難しいと推測されることから、その取扱いについても検討する必要がある。

図7 10kg未満事業所の状況



出所：平成18年度大阪市調査

5. ごみ減量・リサイクルの促進に向けたごみ処理手数料のあり方

本検討部会におけるこれまでの議論や許可業者からのヒアリング等を踏まえて、今後のごみ処理手数料のあり方について、以下のとおり提言する。

(1) 原価を反映した手数料の設定

ごみ処理手数料については、排出事業者責任の徹底の観点から、適正な費用負担を求めることが原則であり、ごみ処理原価を基本として、ごみ収集サービスの提供から受ける利益や施策（減量）の効果等を総合的に勘案し、設定されるべきであるとする。

参考1 家庭系ごみ有料化にかかる研究からの試算

- ・碓井准教授の研究（『会計検査研究』第27号より）
「有料化によるごみの発生抑制効果とリサイクル促進効果」

◇収集運搬を含むごみ袋料金の研究結果

指定袋価格1%の上昇がごみ排出量を
0.082%減少させる。

試算値

手数料額	128円	※117円	100円	80円
減量見込	▲10%	▲8.3%	▲5.9%	▲3.1%

※平成19年度処分原価

参考2 環境省「一般廃棄物有料化の手引き」より

1～2円/ℓ程度の料金水準で、10%強の
排出抑制効果が見込める。

また、現行では、ごみを破碎処理する場合の処分手数料は特に定められていないが、原価主義に依拠する考えから、破碎処理が必要なごみについては、破碎処理原価に基づく手数料を別途設定することについても検討すべきである。

一方で、手数料にごみ処理原価を反映し、受益者に対して応分の負担を求めるためには、大阪市においても事業の一層の効率化を図り、経費の節減に努めることが肝要である。

(2) 処分手数料を上乗せした有料指定袋制度の検討

すでに指摘したとおり、現行のごみ処理手数料の仕組みについては、排出事業者がごみ処理にかかる費用負担を認識しにくいことや、手数料の改定の際に改定分の排出事業者への転嫁が難しいことなど、排出事業者責任の徹底や、ごみ減量の観点から見て様々な問題がある。

こういった問題に対処するため、他都市においては、あらかじめ袋の価格に処分料金を上乗せする有料指定袋制度の導入が新たに進められている。

この有料指定袋制度については、排出事業者がごみ処理料金を直接負担する方式であるため、ごみ減量に向けた意識の向上に資するほか、ごみの適正区分・適正処理を促す効果も期待できる。

また、既に導入している他都市においては、比較的大きな減量効果が確認されており（表 3）、ごみ減量に有効な方法と考えられることから、今後のごみ処理手数料のあり方の事例として、大阪市においても具体的な検討が進められるべきである。

この有料指定袋制度については、指定袋による排出が困難なものの取扱い等が課題とされており、制度上、一定の例外措置（有料指定袋で排出されたごみとの混載禁止を徹底したうえで、従来と同様、搬入重量による処分手数料を別途請求する等）についても検討する必要がある。しかしながら、当該制度が、指定袋の使用を通して排出事業者に対して「適正区分・適正処理」を促すことを主たる目的とするものであることに鑑みると、例外措置の設定は必要最小限にとどめるべきであると考ええる。

なお、有料指定袋制度の実施は、これまでのごみ処理手数料の制度を大きく変更することになるので、排出事業者や許可業者に対して、当該制度の周知徹底に努めるとともに、啓発・指導をより一層強化する必要がある。

(3) 手数料の基準変更

現行のごみ処理手数料は、条例において重量 (kg) 単位で規定されているが、実際にごみを排出する場合には、ごみの量は「重さ (重量)」よりも「かさ (容量)」で認識されているものと思われる。したがって、容量単位 (ℓ) による規定の方が、排出事業者等の理解も得やすく、現実的であると考えられる。

また一方で、今後、ごみ処理原価 (重量ベース) を手数料に反映させていく場合、「容量」を「重量」に換算するための係数 (重量換算値) が実務上必要である。

この重量換算値については、これまで「ごみ等有料処理事務取扱要領」に基づいて「平均比重を 3 分の 1 (450 袋 1 枚 = 15kg)」として算出されてきたが、近年のごみ質の変化等に伴い、実際の重量との間に相当程度の乖離が生じており、実態に見合った見直しが必要となっている。

これについては、大阪市における「事業系ごみ排出実態調査」や「家庭ごみ組成詳細分析」の調査結果や、他都市の状況等も勘案して、平均比重を当面、「0.2 (450 袋 1 枚 = 9 kg) 程度」とすることが妥当と考えられる。

なお、今後のごみ減量・リサイクル施策の推進によって、排出事業者の意識や、ごみの排出状況等が大きく変化することも予測されるため、大阪市は、事業系ごみの排出実態等の把握に引き続き努め、必要に応じて係数の見直しを行うべきである。

(4) 事業系ごみにかかる 10kg 未満無料規定の見直し

排出事業者責任の徹底や受益と負担の公平性の確保の観点から、排出量にかかわらず、事業系ごみは有料収集とし、平均排出日量 10kg 未満の事業系ごみの無料収集についても見直しを検討すべきである。

また、住居併設事業所の取扱いについても、排出事業者責任の徹底等の観点から、事業者の責務として、家庭系ごみと事業系のごみを分離して排出するよう促す必要がある。

なお、許可業者からのヒアリングにおいて、10kg 未満事業所を有料化する場合には、その収集を許可業者に委ねるべきとの意見があったが、当該事業所から排出されるごみについて、許可業者による収集に任せるか、引き続き直営で収集するかについては、廃棄物処理法に規定される市町村の処理責任の観点などから、大阪市が判断すべき事項であると考ええる。

(5) 許可業者が収集するアパート・マンションの取扱い

有料指定袋制度の検討にあたり、許可業者が収集しているアパート・マンションから排出されるごみの取扱いについても、本検討部会で検討を行った。

まず、一部のアパート・マンションについては、ごみ処理の簡便性や衛生状態の保持など様々な事情から、ごみの毎日収集を望む声があり、許可業者からも、「今後もそういった市民ニーズに応えていきたい」との意見があった。

本検討部会としては、これらアパート・マンションから排出されるごみについて、有料で処理する選択を認めることもひとつの考え方であるものの、いつでもごみを出せる状況は、ごみ減量の観点からは好ましくなく、ごみ減量・分別の促進の観点から、大阪市は定日収集や分別排出について、市民の理解・協力を得るための一層の努力をする必要があると考ええる。

また、許可業者が収集するアパート・マンションから排出されるごみは、あくまでも家庭系ごみであり、廃棄物処理法上、その処理責任は大阪市にあることから、事業系ごみについて有料指定袋制度に移行する場合であつ

ても、原則、指定袋制度の対象外とすべきである。

なお、許可業者がこれらアパート・マンションのごみを引き続き収集するにあたっては、事業系ごみの便乗排出など不適正搬入を未然に防止する方策についても検討が必要である。

(6) その他の留意点

手数料の値上げや有料指定袋制度を実施した他都市では、不法投棄の増加や、減量後のリバウンドが見られると報告されている。

今後、大阪市においてこれらの施策を実施する場合には、不法投棄の増加や、リバウンドにより減量効果が一時的なもので終わらないような手数料水準の設定に留意するとともに、他のごみ減量施策についても並行的に展開するなど総合的な見地からの検討が必要である。

6. おわりに

本検討部会では、ごみ減量・リサイクルをより一層促進するため、「排出事業者責任の徹底」、「受益と負担の公平性」などの観点から論点を整理し、ごみ処理手数料のあり方の方向性を取りまとめた。今後、具体の検討を進めるに当たって、以下の３点について再度付言しておきたい。

１点目は、今回のごみ処理手数料のあり方の検討は、「ごみ減量・リサイクルの促進」が主たる目的であるということである。ごみ処理手数料のあり方の見直しは、あくまでも排出事業者に対して、ごみの減量・リサイクルに組織むきかけ・インセンティブを与えるために実施するものであることを確認しておきたい。

２点目は、今後、大阪市において検討されるであろう「ごみ処理手数料の改定」は、ごみ減量の一方策であり、他の施策との併用によって相乗的な効果が得られるという点である。そのため、今後、排出事業者がごみ減量・リサイクルさらには適正処理を進めるための環境整備についても、十分配慮する必要がある。

３点目として、有料指定袋制度を導入する場合は、手数料徴収に係るこれまでの仕組みを大きく変更することとなるため、制度変更の周知・啓発に当たっては、これまで以上にきめ細かく丁寧な対応が必要である。

手数料あり方検討部会 委員名簿

役職	氏名	職名
部会長	村田 哲夫	大阪学院大学名誉教授
委員	竹内 憲司	神戸大学大学院経済研究科准教授
	田村 有香	京都精華大学人文学部環境社会学科専任講師
	藤田 正憲	大阪大学名誉教授 高知工業高等専門学校長

手数料あり方検討部会開催経過

第1回 平成20年9月8日（月）

- 大阪市におけるごみ処理手数料の現状と課題の抽出
 - ・ 適正な処理手数料
 - ・ 無料収集の範囲
 - ・ 手数料の徴収
 - ・ 排出量の認定基準

第2回 平成20年10月14日（火）

- 適正な処理手数料についての検討
 - ・ ごみ処理原価の考察
 - ・ ごみ処理原価をベースにした手数料の試算
 - ・ 手数料改定によるごみ減量効果の試算

第3回 平成20年12月25日（木）

- ごみ処理手数料における数量の認定方法
- 手数料の徴収方法
- 排出日量10kg未満事業所の取扱い

第4回 平成21年2月12日（木）

- 一般廃棄物収集運搬許可業者からのヒアリング

第5回 平成21年3月30日（月）

- 第4回部会でのヒアリング概要
- ごみ処理手数料のあり方に関するこれまでの検討状況と部会報告の方向性

第6回 平成21年4月21日（火）

- 部会報告の確認